第１章　基本方針

「奈義町子ども読書活動推進計画」は、地域の子どもたちの幸福で健全な成長を願い策定されました。

そして、子どもたちが成長とともに生活の中に読書の習慣を取り入れ、生涯にわたって読書に親しめる環境を整備するためには、身近に本と親しめるきっかけづくりに加え、家庭・学校・福祉施設・地域等の連携が欠かせないと考えます。

それらの点をふまえて、奈義町では、次の基本方針に基づき計画を策定しました。

策定にあたっての基本方針

（目　　的）

本方針は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第２項に基づき策定する「奈義町子ども読書活動推進計画」（以下、「本計画」という。）について、その施策に関する基本方針を定めるものとします。

（基本方針）

１　読書の自由は、個人の思想、信条等の内面に関わる行為であり、憲法に定める「国民の表現の自由」及びそれと対をなす「知る自由（知る権利）」につながる住民の基本的な営みのひとつです。
計画の策定にあたって、行政の不当な干渉にならないように配慮します。

２　本計画は、子どもの読書に関わる個人や団体が連携して、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境整備を行うものです。
子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、町立図書館等子どもの読書に関わる施設及び資料の充実、人材の確保と養成につながる内容とします。

3　メディアへの過剰な依存や実体験の不足等、子どもを取り巻く現状を改善する方策として読書推進を図ります。
しかしながら、読書推進は、子どもの健やかな成長を目指す方法のひとつであって、そのために読書自体が目的化しないように心がける必要があります。
また、家庭における子育ての主体は第一義的には保護者であり、読書推進の取り組みにあたって、特定の価値観の押し付けや排除につながらないようにします。

4　施策の策定にあたっては、本計画に関わる個人や団体の自主性を尊重する内容とします。

5　学校図書館、町立図書館における図書の選定やサービスに関する施策の策定にあたっては、その自主性を尊重する内容とします。また策定にあたり次の事項に留意した内容とします。

・「奈義町まちづくり総合計画（２０１６年度～２０２０年度）」との整合性を図った内容とする。
・子どもの読書活動の推進に関する法律、図書館法、学校図書館法等、関係法令の要求を満たす内容とする。
・「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」「公立図書館の任務と目標」等の諸規範を尊重する内容とする。
・町立図書館においては、図書館法に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」をはじめ、日本図書館協会が公表する「貸出密度上位の公立図書館整備状況」等の諸基準の要求を満たす内容とするよう努める。
・学校図書館においては、「学校図書館図書標準」「学校図書館図書整備等５か年計画（２０１７年度～２０２１年度）」を達成可能な内容とするよう努める。

6　国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加を促します。

7　本計画の実施期間は、２０１９年度から２０２３年度までのおおむね５年間とし、必要に応じて改訂を行うものとします。

〈奈義町子ども読書活動推進計画の体系〉

第１章　基本方針
策定にあたっての基本方針
奈義町子ども読書活動推進計画の体系

第２章　子どもの読書活動の推進のための方策
１．子どもの発達段階に応じた取り組み
（１）乳幼児期（おおむね６歳まで）
（２）小学生期（おおむね６歳から１２歳まで）
（３）中学生期（おおむね１２歳から１５歳まで）
（４）高校生期（おおむね１５歳から１８歳まで）
（５）特別な支援を必要とする子どもへの働きかけ
２．家庭・地域・図書館・学校園等における取り組み
（１）家庭における取り組み
（２）地域と図書館における取り組み
（３）学校園等における取り組み
３．子どもの読書活動を推進するための施設・設備、その他の諸条件の整備・充実
（１）町立図書館の整備・充実
（２）学校図書館等の整備・充実
（３）図書館間の連携・協力等の推進
４．子どもの読書活動推進体制の整備及び啓発広報等
（１）奈義町における子どもの読書活動推進体制の整備
（２）読書関連団体等との連携・協力の促進
（３）「子ども読書の日」を中心にした啓発広報
（４）各種情報の収集・提供
５．財政上の措置

※子ども（子供）：本計画では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条における、おおむね十八歳以下の者をいう。

※読書活動：子どもが本を読んだり、絵本を見たりストーリーテリングを聞いたりすること、朗読会に参加すること、また、読書感想文を書いたり、コンクールに参加すること等、子ども自身が読書に関わりを持つ活動のこと。

※読解力：自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考し、これに取り組む能力のこと。読解リテラシー。

※奈義町まちづくり総合計画：奈義町の総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、町の最上位計画に位置付けられる。

【基本構想】

町の目指すべき将来像やあるべき姿の基本と為る目標を明らかにし、基本計画の基礎になる。

【基本計画】

基本構想を実現するための具体的な取り組み（施策）や、その達成度を測るための指標（成果目標）を定めたもの。

【実施期間】

基本構想は、2016 年度から 2025 年度までのおおむね 10 年間。

基本計画は、前期 [2016 年度から 2020 年度まで] 、後期 [2021 年度から 2025 年度まで] のおおむね各 5 年間。

トピック：子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）について

第四次『子供の読書活動の推進に関する基本的な計画』が２０１８年4月２０日に閣議決定されました。

２００１年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国および地方公共団体の責務等を明らかにする」とともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、公表することや、４月２３日を「子ども読書の日」とすることなどを定めており、今次計画では、２０１８年度から２０２２年度までのおおむね５年間を実施期間としています。

地方公共団体が、子どもたちの読書習慣の形成や読書への関心を高める取組みを推進していく上での基本方針と具体的方策を定めた「子供読書活動推進計画」は、同法を根拠としています。

第三次までの取り組みの分析により、中学生までの読書習慣の形成が不十分であること、高校生になり読書の関心度が急速に低下すること、スマートフォンの普及などによる子どもの読書環境への影響の可能性などが明らかになっています。

上記の分析結果をふまえて、第四次では、子どもの発達段階に応じた取組みの項目を新たに設けた他、学習指導要領の改訂による主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）への学校図書館の活用、児童生徒の読書への関心を高める取組み（例：書評合戦＝ビブリオバトル）などの方向性を打ち出しています。

また、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握、分析の必要性を挙げています。

奈義町では、上記のような動向をふまえながら、地域の実態を反映した子どもの読書活動推進につながる、具体的な施策を推進していきます。